

産学官連携ものづくり工房 3D プリント利用規定

大分大学医学部附属臨床医工学センター

大分大学医学部附属病院内に設置した「産学官連携ものづくり工房」内に設置された 3 D プリントの利用に関して必要な事項を定めるものである。

(管理者)

第 1 条 3 D プリントの運営、管理は臨床医工学センターが行い、その責任者は臨床医工学センター教授である。

(利用対象者)

第 2 条 学内者、学外者を問わず、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、およびそのための基礎研究に携わる、医療従事者、企業技術者、研究者、学生。

(利用内容)

第 3 条 大分大学医学部附属病院内に設置した 3 D プリント（以下「機器」とする。）を使用し、医療・福祉機器開発、診断・治療法開発、および基礎研究のための、試作品、器具等の造形作業を行うために、前条に定める者が製作した三次元 CAD データの造形を行うものとする。

(利用申請・利用方法)

第 4 条 本機器を利用しようとするものは、別記様式「3 D プリント利用申請書」に記入の上、三次元 CAD データと共に、臨床医工学センターへ提出しなければならない。臨床医工学センターが造形を行い、完成品を渡すこととする。

(利用料金)

第 5 条 本機器の利用については、無料とする。

(利用時間)

第 6 条 本機器の利用時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までを原則とする。管理責任者が必要と判断した場合に限り、午後 5 時以後の利用を管理責任者が許可できる。ただし午後 5 時から翌朝 9 時までの機器の夜間連続無人運転についてはこの限りではない。

(利用の取り消し)

第 7 条 管理責任者は次の各項目のいずれかに該当するとき、利用の取り消しをすることができる。

1. 利用者が本規定または管理責任者の指示に違反したとき。
2. 利用者が造形可能な三次元 CAD データを提出できないとき。
3. 利用申請の内容に齟齬が生じたとき。
4. 利用者が公序良俗に関する行為をしたとき。
5. 災害、機器の故障等の事故により、当機器の利用ができなくなったとき。
6. その他の事情により、管理責任者が特に必要と認めたととき。

(利用者の責務)

第 8 条 利用者は管理責任者から機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(秘密保持)

第 9 条 当機器を使用した造形物に関して、運営管理組織および個人は一切の情報を外部に漏洩してはならないものとする。

(損害賠償)

第 10 条 機器利用により利用者が被った直接、および間接の障害について、大分大学、ならびに臨床医工学センターは一切の責任を負わないものとする。

付 則

この規定は、平成 30 年 2 月 17 日から施行する。